

(電子メール施行)
教体第1122号
令和3年4月28日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について

標記の件について、令和3年4月23日付け教体第1109号においてお知らせしたところですが、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、今後の県立学校の教育活動について、主に部活動にかかる県の対処方針を、下記のとおり一部修正（下線部）することが決定しました。

兵庫県においては、感染者数が1週間平均で500人を超える状況が続き、医療体制が逼迫し、他県にも受け入れの要請をする状況になっています。部活動においても、その行動場面から感染が広がっているケースも見られます。このため、人の流れをさらに減らす観点から、部活動を以下のとおり自粛することとします。

記

部活動【令和3年4月29日（木）～令和3年5月11日（火）】

(1) 原則休止とする。

(2) ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とする。

(3) 大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとする。

・活動場所は、自校及びその周辺のみの活動とする

ただし、活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなす

・活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とする（「いきいき運動部活動4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」）

・公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする

・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない

<本件連絡先>

○運動部活動に関すること

体育保健課学校体育班（078-362-3787）

○文化部活動に関すること

高校教育課生徒指導班（078-362-3778）

○感染防止対策に関すること

体育保健課保健安全担当（078-362-3789）

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた市町組合立中学校及び
義務教育学校（後期課程）における対応について」
（令和3年4月28日付け教体第1122号）にかかわるQA

令和3年4月28日

○ 文化部活動に関すること

Q1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

- A 兵庫県中学校教育研究会が主催する大会、
吹奏楽連盟や合唱連盟等の文化関係連盟が主催する大会、
日本教育音楽協会等の団体が主催する大会（例 NHK全国音楽コンクール等）、
地区写生大会等の地方公共団体が主催するもので、かつ学校教育活動として行われるものとします。
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q2 緊急事態宣言が発令されている期間に、校外の会場で「引退公演」や「定期演奏会」を予定していたが、会場を変更して校内で実施してもよいか。

- A 「緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については原則休止」としていることから、発表会等については、実施時期の延期や中止を検討すべきものと考えます。
その上でもなお実施を検討するケースについて、実施目的、時間、動員数、公演内容等、個々の状況は様々であり、一律にお示しすることは困難ですが、例えば、中止にすることにより最終学年の生徒の最後の発表の機会が確保できなくなる場合など、教育的な観点から実施の必要性が認められる場合が該当すると考えています。
やむを得ず実施する場合であっても校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や公演時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。
実施に向けた練習を期間内で設定する場合は、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内での活動とし、最小限にとどめるよう留意してください。
判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q3 緊急事態宣言が発令されている期間に「イベントへの出演」を予定していたが、参加してもよいか。

- A 「緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については原則休止」としており、「イベントへの出演」の参加については、自粛願います。

Q4 緊急事態宣言が発令されている期間に、「文化祭」を予定していたが、校内で実施してもよいか。

- A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」としています。
やむを得ず実施する場合であっても校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や開催時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」
(令和3年4月28日付け教体第1122号)にかかわるQA

令和3年4月28日

○ 文化部活動に関すること

Q1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

- A 全国高等学校文化連盟、兵庫県高等学校文化連盟が主催する大会、吹奏楽連盟や合唱連盟等の文化関係連盟が主催する大会、日本教育音楽協会などの団体が主催する大会（例 NHK全国音楽コンクール、全国高等学校放送コンテスト等）とします。
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q2 緊急事態宣言が発令されている期間に、校外の会場で「引退公演」や「定期演奏会」を予定していたが、会場を変更して校内で実施してもよいか。

- A 「緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については原則休止」としていることから、発表会等については、実施時期の延期や中止を検討すべきものと考えます。
その上でもなお実施を検討するケースについて、実施目的、時間、動員数、公演内容等、個々の状況は様々であり、一律にお示しすることは困難ですが、例えば、中止にすることにより最終学年の生徒の最後の発表の機会が確保できなくなる場合など、教育的な観点から実施の必要性が認められる場合が該当すると考えています。
やむを得ず実施する場合であっても校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や公演時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。
実施に向けた練習を期間内で設定する場合は、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内での活動とし、最小限にとどめるよう留意してください。
判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q3 緊急事態宣言が発令されている期間に「イベントへの出演」を予定していたが、参加してもよいか。

- A 「緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については原則休止」としており、「イベントへの出演」の参加については、自粛願います。

Q4 緊急事態宣言が発令されている期間に、「文化祭」を予定していたが、校内で実施してもよいか。

- A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」としています。
やむを得ず実施する場合であっても校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や開催時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」

(令和3年4月28日付け教体第1122号)に関わるQ A

令和3年4月28日現在

○ 運動部活動に関すること

Q 1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「高体連・中体連スケジュール大会、日本高野連・中央競技団体及び国民体育大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

A 高体連と中体連がスケジュールを示している大会、日本高野連が主催している大会、各競技種目の中央競技団体（全日本〇〇競技連盟など）が主催する大会、国民大会大会及びその予選のための大会
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q 2 大会初日の3週間前から実施可能となる練習の活動場所について、自校及びその周辺とはどのような場所か、また、活動拠点が校内にない場合とはどのような場合か。

A 自校の周辺とは、自校近くの河川敷でのランニングなどを想定しています。また、校内にない活動拠点とは、飛び込み競技用プールや、弓道・アーチェリーなどの施設が学校にない場合を想定しています。判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q 3 自校内で練習試合ができない場合とはどのような場合か。

A 自校内で練習試合ができない場合とは、自校チームで紅白試合ができない少人数のチーム（野球18人未満、サッカー22人未満、バレーボール12人未満など）が、他校と対戦することを想定しています。また、合同チームを編成して活動する学校、および他校との対戦するいずれかの学校を校内とみなします。判断に迷われる場合は、ご相談ください。

担当：体育保健課学校体育班（078-362-3787）